

# 吸収分割に関する事前備置書類

2023年6月9日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

株式会社ミンカブソリューションサービシーズ

2023年6月9日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド  
代表取締役社長兼 CEO/CFO 瓜生 憲

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド（以下「甲」といいます。）は、2023年5月30日付で株式会社ミンカブソリューションサービシーズ（以下「乙」といいます。）と吸収分割契約を締結し、2023年7月1日を効力発生日として、甲のソリューション事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき開示する本吸収分割に係る事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項）  
本吸収分割に係る吸収分割契約は、別紙1のとおりです。  
なお、乙においては会社法第796条第1項に定める略式分割となります。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）  
乙は甲の完全子会社であることから、本吸収分割による株式又はその他財産の割当てはありません。
3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）  
該当事項はありません。
4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）  
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

乙は 2023 年 4 月 3 日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。乙の成立の日における貸借対照表等は次のとおりです。

- (1) 成立の日における貸借対照表（同号イ）  
別紙 2 のとおりです。
- (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）  
該当事項はありません。
- (3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）  
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

- (1) メディア事業の吸収分割  
2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲のメディア事業の株式会社ライブドアへの吸収分割を完了しております。
- (2) 剰余金の配当  
甲は、2023 年 5 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、剰余金の配当を行うことを決議し、同年 6 月 16 日に配当を実施の予定です。
  - (i) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
甲の普通株式 1 株につき金 26 円 総額 389 百万 円
  - (ii) 剰余金の配当が効力を生じる予定の日  
2023 年 6 月 16 日

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 甲の 2023 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、また、本吸収分割の効力発生日以後における甲の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。以上の点、並びに甲の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。
- (2) 乙の本吸収分割の効力発生日以後における資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に

支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。  
以上の点、並びに乙の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における乙の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1 吸収分割契約

別紙 2 乙の成立の日における貸借対照表

吸収分割契約書



## 吸収分割契約書

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド（以下、「分割会社」という。）及び株式会社ミンカブソリューションサービシズ（以下、「承継会社」という。）は、第1条に定める吸収分割を行うため、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （吸収分割）

分割会社は、分割会社のソリューション事業（以下、「本事業」という。）に関する権利義務を承継会社に承継させるために、吸収分割を行う（以下、「本吸収分割」という。）。承継される権利義務の詳細は第3条第1項に定める。

### 第2条 （商号及び住所）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 分割会社

商号：株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

住所：東京都千代田区九段北一丁目8番10号

(2) 承継会社

商号：株式会社ミンカブソリューションサービシズ

住所：東京都千代田区九段北一丁目8番10号

### 第3条 （承継対象権利義務）

- 承継会社は、効力発生日（第6条に定める。以下同じ。）において、別紙記載の本事業に関する権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）を分割会社より承継する。
2. 分割会社から承継会社に対する債務の承継は重畳的債務引受とする。ただし、承継会社及び分割会社の最終的な債務の負担者は承継会社とし、当該承継する債務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

### 第4条 （本吸収分割に際して交付する対価に関する事項）

分割会社は承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して承継会社は、分割会社に対して、一切の対価を交付しないものとする。

### 第5条 （本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額）

本吸収分割に際して、承継会社の資本金及び資本準備金並びに利益準備金の額の増加は行わない。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割の効力発生日は、2023年7月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、分割会社及び承継会社間で協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条 (分割承認決議等)

分割会社は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する分割会社の株主総会決議を得るものとする。

2. 承継会社は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条 (競業禁止)

分割会社は、承継会社が承継する本事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 (会社財産の善管注意義務)

分割会社及び承継会社は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ分割会社及び承継会社で協議のうえ、これを実行するものとする。

第10条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後、効力発生日までの間に、分割会社もしくは承継会社の財産、経営状態もしくは本事業に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じもしくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、分割会社及び承継会社は協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本吸収分割の効力)

本契約は、効力発生の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、分割会社及び承継会社で協議の上、これを定める。

以上、本契約成立の証として、本書2通を作成し、分割会社及び承継会社は記名押印又は署名の上、分割会社及び承継会社は各1通を保有する。

2023年5月30日

分割会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド  
代表取締役社長 兼 CEO/CFO

瓜生 憲



承継会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
株式会社ミンカブソリューションサービスズ  
代表取締役

齋藤 正勝





## 別紙

### 承継対象権利義務明細

効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する権利義務は、次に定める分割会社の権利義務並びに分割会社及び承継会社が別途書面にて合意した分割会社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、当該分割会社の権利義務のうち、(1) 当該分割会社の権利義務を本吸収分割により承継会社に承継するために、関係官庁（国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、もしくは第三者の同意もしくは承認等が必要となる場合（同意もしくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由もしくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であってかかる許認可、同意もしくは承認等が得られないもの、又は(2) 分割会社及び承継会社が別途書面にて合意したものは承継対象から除外するものとする。

#### 1. 資産

- ① 効力発生日において分割会社が所有又は保有し、本事業のみに関連する以下の資産
  - (1) 本事業のみに関連するソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に計上される無形固定資産、並びにそれらに関する権利及び知的財産権
  - (2) 分割会社及び承継会社が別途書面にて合意する本事業のみに関連する機器、什器等の固定資産
  - (3) 本事業を運営するために必要な帳簿、記録及び書面の写し（書面又は電磁的記録に因るかを問わない。）
  - (4) 分割会社が保有する、本吸収分割に際して承継会社に承継される分割会社の従業員（以下、「承継対象従業員」という。）の個人記録（人事関連その他の記録を含む。）
  - (5) 分割会社が保有する、本事業に関連する子会社等の投資有価証券
- ② 以下の資産は①に記載する承継対象の資産から除く（以下、「非承継資産」という。）
  - (1) 効力発生日までに、承継対象契約（第3項に定義される。）に基づき生じた売掛債権
  - (2) 効力発生日までに、本吸収分割に基づき承継する資産又は契約に基づき生じた請求権又は相殺権その他の権利
  - (3) 分割会社及び承継会社が別途承継対象の資産から除外することについて書面にて合意したソフトウェア（ソフトウェア仮勘定に計上されるものを含む。）並びにそれらに関する権利及び知的財産権

## 2. 債務

- ① 以下に定める事項に起因又は関連する責任及び債務（簿外債務、偶発債務及び潜在債務を含む。）
  - (1) 第3項に定める承継対象契約
  - (2) 承継対象従業員との間の雇用契約
  
- ② 以下の債務は①に記載する承継対象の債務から除く（以下、「非承継資産債務」という。）
  - (1) 承継対象従業員に関する、効力発生日までに発生している福利厚生に関連する債務
  - (2) 非承継資産に関する一切の債務
  - (3) 効力発生日までに承継対象契約に基づき生じた買掛債務及び未払金
  - (4) 租税債務

## 3. 契約

効力発生日において分割会社が締結している契約のうち、本事業のみに関連するものとして、分割会社及び承継会社が別途書面にて合意する契約（以下、「承継対象契約」という。）。ただし、非承継資産及び非承継債務を除く。

## 4. 雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する分割会社の従業員のうち、別途分割会社及び承継会社が書面にて合意する者との間の雇用契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務。ただし、非承継債務を除く。



## 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

2023年4月3日現在

株式会社ミンカブソリューションサービシーズ

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000千円	株主資本	10,000千円
		資本金	10,000千円
資産合計	10,000千円	負債・純資産合計	10,000千円